

参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和三十三年三月八日(火曜日)午前
十時二十九分開会

委員の異動

三月一日委員大矢正君辞任につき、その補欠として大森創造君を議長において指名した。
三月二日委員大森創造君辞任につき、その補欠として大矢正君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 杉山 昌作君
理事 上林 忠次君
山本 米治君
大矢 正君
天坊 裕彦君

委員

大谷 賛雄君
岡崎 真一君
木内 四郎君
木暮武太夫君
西川甚五郎君
林屋亀次郎君
堀 末治君
野溝 勝君
原島 宏治君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 前田佳都男君
大蔵省主税 局税関部長 木村 秀弘君
大蔵省銀行局長 石野 信一君
大蔵省為替局長 酒井 俊彦君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省銀行 中嶋 晴雄君
局保険課長

本日の會議に付した案件

- 理事補欠互選の件
- 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
- 関稅暫定措置法案(内閣提出、予備審査)

○委員長(杉山昌作君) ただいまから委員會を開会いたします。

まず、理事の選任について御報告いたします。去る三月一日付で大矢君が委員を辞任されましたが、翌日ふたたび委員に選任されました。つきましては、委員長はこの際、前例に従い、理事に大矢君を指名いたします。

○委員長(杉山昌作君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案を議題として、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(石野信一君) 御審議をお願いいたします。船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について、補足説明を申し上げます。

船主相互保険組合法という法律は、昭和二十五年に施行されたものでございす。この法律に基づきまして船主責任相互保険組合というものがござい

まするが、それは船舶の所有者及び船舶の賃借人を組合員といたしまして、これらの組合員が船舶の運航に伴いまして事故を起こした場合には、負担する費用と責任を相互に保険する組合組織でございす。このような制度はイギリス等諸外国で発達して参つたものでございまして、通常損害保険会社が行なっておりまして、通常損害保険会社が船そのものに対する船舶保険、船舶が沈みました場合にはそれに保険をつける、また積荷に対して荷主が保険をつける、こういう船舶保険、積荷保険等の通常の損害保険会社が行ないません部分、その通常の損害保険会社が行ないませんものに含まれない危険を担保するものでございす。たとえば、船舶の所有者といたしましては、運航に伴いましてはしけにぶつた場合の損害賠償であるとか、それから運送人として荷物を運んでおつてその積荷に損害を与えた場合の損害賠償というようなものについて、保険の必要がありすものにつきて、相互に組合組織で保険をやつておるわけでございます。

このわが国の船主責任相互保険組合は、その設立の当時におきましては船舶の運管会というものがございまして、運航形態が船舶運管会の用船形式によつておつたのでございす。従いまして、用船関係は全部船舶運管会がやつておりましたために、用船者としていろいろな事故が起きたという場合の費用、責任は、船舶運管会というものが負担しました関係で、この組合としての業務の範囲を、船舶の所有者、それから賃借人であるところの、その所有または賃借する船舶の航海に伴つて生ずる事故による費用及び責任のみを填補するものとしたておりました。すなわち、ここで提案しております他から用船して海上運送に従事する場合に事故による責任及び費用を填補することは、當時は必要がなかつた。従つて、現行法では用船者については規定をしてなかつたわけでございます。

ところが、その後船舶の運航形態が變つて参りました。船舶運管会は廃止されました。これに伴いまして各船会社が自主運管をすることになりまして、わが国の海運界の特殊の事情もございまして、今日では用船形式による船舶の運航が全体の三分の一を占めておる状態でございます。すなわち、昭和三十三年の十月末現在におきまして、総運航船舶これは百トン以上のものでございす。千三百九十五隻、八百五十万重量トンの中で、定期用船は四百七十隻、二百六十五万重量トンでありまして、隻数において三四%、重量比において三二%を占めております。すなわち約三分の一が用船形式になつておるのでございす。従いまして、これら用船形式による船舶の運航の際に生ずることのあるべき事故による費用及び責任は、現在には損害保険の方でも取り扱つておりませんので、無保険になつております状態です。これに保険をかけます場合は海外で付

保するほか道がない状態であるわけでありす。従いまして、この際、組合員が用船によつて船舶を運航する際に、この組合保険にも付保できるように措置することが必要と考えまして、この法案の御審議をお願いいたしていただくわけでございます。

それから、組合員が船舶の回航を請け負う場合、たとえば、引き揚げた沈船、あるいは解体船、新造船の引き渡し等のために、ある港から港へ船を回航する、その回航を請け負うということが行なわれるのであります。ところが、回航を請け負う場合に運航に伴つて生ずる事故による費用、責任というやうなものについても保険の利益を受けられるように、あわせて同様の改正をお願いする、こういう次第でございます。

船舶の運航に伴つて生ずる事故の場合の費用及び責任は、きわめて複雑で種類も多いのでございす。大別いたしまして、船舶の運航者としての責任、それから第二は船員の雇用者としての責任、第三に積荷の運送人としての責任というふうに分類できると思つております。このうち、第一及び第二の費用、すなわち船舶の運航者としての責任、それから船員の雇用者としての責任、これに關する費用及び責任は、船主または船舶の賃借人の負担すべきものでありまして、用船者は負担いたしません。従いまして、現在の法律のもとにおいて十分填補し得るもの

でございますが、第三の運送人としての責任は、これは船主、船舶賃借人のみにとどまらず、用船者も海上運送人の主体として負うべき責任でありますので、第三の運送人としての責任につきまして、今度用船者も海上運送人を主体としてこういう保険の利益を受け得るようになりたい、こういうことでございます。従いまして、今回の改正によって用船者がこの保険に付し得ることになるのは、ただいま申しました第三の運送人としての費用及び責任でございます。例を申しますと、運送契約上の義務違反によりまして積荷の損傷、不足等が生じた場合の賠償責任、それから船積み、船おろしの際に荷役人等死傷者が出たというようなことで、これに対して費用及び責任の賠償を取られる、そういうような場合に保険をかける、こういういうことでございます。

以下逐条説明を申し上げるべきかと思ひますが、実はこの条文は非常に複雑——非常にいろいろなことございまして、ある程度複雑な形をとっておりますけれども、条文の内容をいたしまして実質的な意味がございまして、第二第三項のみでございまして、第二第三項で、ただいま申しました船主責任相互保険組合は組合員の用船または回航の請け負いを行なう場合に生ずる費用及び責任についての保険も引き受けられるようにするという点だけが実質的な分でありまして、その他は、一つは運用されております法律が昭和二十五年以後において変わりました関係で条文を整理いたします分、それから昭和二十五年当時と用語の例示が変わつて参りましたので用語

も、まあ従来はそうこれを取り上げてやつておらなかったのでもございまして、昨年の四月でございまして、それを取り上げることに相なりまして、所有者が運送人としての責任を負うという点につきましてこの組合を活用することに相なりまして、これに伴いまして用船者とのバランスの関係も出て参りまして、ぜひ用船者が出て参つたわけでもございまして、おっしゃる通り、もっと早くやつておるべきではないかという点では、やつておつた方がよかつたかと思つたのでございまして、要望が強く参りましたという点で、今回になつたわけでもござい

ならば、検討した一つ理由をこの際お話を願ひたいと思つたので。さらに、用船者に対しては賃借上の条件があり、船体の危険が相当多いと思つたので。そういう点について、検討してみたい、こういうので。○政府委員(石野信一君) ただいまの御質問を十分理解しておらないかも知れませんが、お話を主として漁船の関係かと存じますが、この法律との関係は先に申し上げておいたように、船以外の分と、まあ二つの組合を規定してあります。今回の分は木船以外の分の規定に属する部分でございまして、さらに、その木船の中から漁船につきましては、また別に漁船の関係を別の法律で規定しておいたしております。漁船損害補償法という法律で別途規定されておりますので、この法律には直接関係はございませんでござい

船、こういうことで引用されておるのでございまして、それとの関係はどうなるんですか。○政府委員(石野信一君) 第二第二項、御指摘の通り、漁船関係の規定がございまして、これはただいま申しました木船相互保険組合の定義に属する部分でございまして、さつき申し上げましたように、木船の相互保険組合と、それから木船以外の分の船主相互保険組合とが規定されております。木船相互保険組合の部分のところ、漁船は別途、先ほど申しましたように、漁船関係がございまして、これを除くわけでもございまして、その除くにつけて、法律の改正がございまして、た関係で、ここで条文を整理いたしておりますので、漁船以外の木船に関する相互保険組合に属して規定いたしておるわけでもございまして、漁船につきましては別途漁船保険法がございまして、木船相互保険組合の対象から除外されておる。そこで、除外するにつけて、漁船保険の対象となる漁船の定義をここでいたしておるんでござい

ざいまして、単なる条文の整理でござい
ます。

○野瀬勝君 御説明で少しはわかった
ような気がするのですが、もう少し
も、確かに局長さんのおっしゃる通
り、なかなか複雑で、区別がはっきり
できないので、この解釈には苦しんで
おるのではありませんか。

そこで、それではお伺いいたします
が、いろいろ特徴があつて、いろいろ
ふりに区別をしなければならぬので
ございまして、いろいろ、そうなる
と、漁船法にあるところの漁船の登録とか
検査とかいろいろの関連は、どうい
うふうに一体扱われるの、ございま
しょうか。なかなかこれは複雑なこ
とだと思つてございしますが、この点
はどう扱つてございましょうか。

○政府委員(石野信一君) 保険課長か
ら具体的な説明をいたします。

○説明員(中嶋晴雄君) ただいま御質
問にあります点は、本船相互保険組合
の定義と、漁船損害補償法でカバーす
る面との区別の点だと存するの、ござ
いしますが、ここで規定しております点
は、ただいま局長からも御説明いたし
ました通り、この本船相互保険組合に
加入できるものの範囲を、どういふ船
が加入できるか、という船主が加入
できるかというこの範囲を規定した
ものでございします。そこで、この規定
によりまして、漁船法第二条第一項に
規定しております漁船で総トン数が千
トン未満のもの、これは漁船と見る。
それ以外のものの木船につきまして、
本船相互保険組合が適用される。か
ように、千トン未満ということで区別
をしておるわけでございます。

○野瀬勝君 課長さん、その程度は今
第五部 大蔵委員会会議録第六号

の御説明でわかつたのですが、私の聞
いたのは、漁船法にある漁船の登録、
検査ですね、こういうものと、今回の
木船による保険ですね、これがどうい
うふうに一体扱われていくの、ござい
ますか。その点を一つ。

○説明員(中嶋晴雄君) 実は漁船法の
所管は私の方ではございせんので、
的確な御答弁ができませんので、
んでおりますが、漁船法の趣旨は、今
先生のおっしゃいましたように、漁船
の所有者に対して、その漁船の登
録制を施行して、そうして適正な漁場
の確保とか、不正操業を防止するとい
う点で、適正な措置をとりようといふ
ことであらうと思つております。ただ、この法
律が規定しておりますのは、損害保
険、責任保険の分野だけの問題でござ
いますので、千トン未満の漁船につ
いてはこの法律の適用がないというだけ
を規定しておりますわけでありまして、従
いまして、漁船法に申しております、漁船
法の趣旨でございしますが、いろいろな
立法措置、あるいはこれに基づきます
行政措置は、この本船相互保険組合法
の規定しておりますいろいろな業務と
は、おのずから範囲が異なつて参りま
すので、直接の関係はないかと存じて
おります。

○野瀬勝君 最後にお伺いしておき
たいのでございします。最近幾つもの損害
保険組織ができるの、ございしますが、
保険事業というものは、被保険者に対
して安心感を与えなければならぬ事業
だと思つております。それには経済的にも
人材等信頼のできる内容というものが
整備されておらなければならぬと思
つてございします。その場合、こうい
うに漁船主は漁船組合としていく、

本船用船木船組合として損害保険事業
の組合ができ、職層別はあるでしよ
うけれども、まことに複雑であり、無
政府的であり、保険制度への信頼を高
めるところか、不安が大きい、どう
か。

○政府委員(石野信一君) 御質問はご
もつとも存じますが、いろいろの保
険がいろいろの制度によつており、ま
た、所管もいろいろになつておるとい
う点につきましては、できるだけこう
いうものを整備した、といふことが、
統一した、といふことが、さうい
うふうに持つて参つた方がよいと思
つてございしますけれども、ただ、実
際問題といたしまして、たとえば漁船の
場合につきましては、国の再保険があ
る。また、先ほどもお話のありました
検査とかその他につきまして、所管の
農林省が関係があるという点でござ
いまして、制度としてやはり別の制度がで
き、という点もやむを得ないかと思
つてございします。

それからこの組合につきましても、
やはり一つの歴史的な面がございま
して、外国でもこういう制度がP.I.
クラブというふうなことで、やはり同じ
ような形ができておる。それは、普通
の保険会社で取り扱いますと、たとえ
ば、先ほど申しましたようないろいろ
のこともございした、船主としての費用
とか責任とかという点について、内
容が非常に複雑であるので、組合組織
で組合員が、お互いの業務内容とかあ
るいはお互いを十分よく知つておる
というふうな関係者だけで組合を作つて
やるという方が便利であるというよう
なことから、歴史的にこういうものが
発達して参つたものであると思つて

す。そういう意味におきまして、御質
問の御趣旨に、できるだけいろいろ
の制度を、ばらばらな形でなしに統一
していくべきであるという御趣旨は、
私もとてもごもつとも感ずる点
もございしますけれども、現実の問題と
しては、これを直ちに統一するといふ
ふうにも参りません点は御了承いた
さしたいと思つております。

○野瀬勝君 これは、私、質問よりは、
委員長に強くお願いをしておきたい
のでございしますが、今もお話があり
ましたこと、事業関係者、組合員の強
い要望があつて作るといふことは、そ
れは一応考えられますが、本事業は何
れにしても経済的な裏づけが信頼の基
になると思つております。さういふとき
に、たださういふ希望があるからと
いうことだけでさうしたものをすぐ取
り上げるといふことは、非常に危険だ
と思つております。実施する以上は、経済
的に安心できるか、さうなければ、国自
身が相当その裏づけに対する責任を持
たなければならぬと思つております。そ
ういふことについては、この組合法には
まだ完全には示されておらないので
す。

少しくどくなるが、この機会に今の
社会通念として一言したい。生命保険
に入るなんといふことよりは、火災保
険、損害保険に入るというのが多くの
人々の考え方だと思つてございします。
われなども、始終この委員会でも申し
上げておるけれども、生命保険なんて
入つておられない。そんな死んだ後の
ことまで心配できない。しかし、生存中
のことは、心配でございしますから、火
災保険に入つておる。だから、それほ
ど現実生活には絶対に必要な制度とし
て、この損害保険というものについて

は、職場は何にあつても、さういふ意
味で慎重を期してほしい。損害保険法
一部改正法律案中いろいろの名前、た
とえば共済組合制度とか出現し、被保
険者は迷つておるわけなんです。以上申
したごとく希望があるからといつて、損
害保険組織を野放しに作つていくとい
うことに対して、政府は、それじゃ、こ
れに対する監督なり、心配がないとい
う保障制度があるの、ございしますか。
この点を一つお聞かせ願つて、私は質
問を打ち切りたい。

さらに、委員長に、さういふように
損害保険制度がたかさんできて、まば
らな状態においては、これは私は行政
上おもしろくないと思つております。こ
の点は、委員長から理事会に諮つて、損
害保険制度というものの対する、私は
もつと統一された見解なり方針なり
を政府に至急打ち出すように御検討を
願ひたい。

○委員長(杉山昌作君) 野瀬君の委員
長に対するお話は、承知いたしましたし
た。後刻さういふ取り計らいをいたし
ます。

なお、政府に対する質問について
は、石野銀行局長。
○政府委員(石野信一君) この法律の
中にございまして、本船の方の部分につ
きましては、これは国が再保険をいた
しております。今回、改正をお願いいた
しては、これは大きな船舶の所有者で
ございまして、大きな船会社が組合員に
なつておられて、その保険料等につ
いても追徴するといふようなことにな
つて、純民営でやつておるわけでご
ざいます。収支等につきましても保険

課の方でこれを見ておりました、これを今改正いたしました、用船及び船舶の回航について、これを加えることによりまして別段収支に危険を生ずるようなことはない。純民営でやっておりますのでございます。

○大矢正君 私、しろうとでよくわからないから、参考のために聞いておきたいのだけれども、賃借人ですね、船主というのはよくわかるのですが、賃借人というものと、それから用船というのと、回航請負人というものの区分というものは、どういふような定義があるのか。その点、ちょっと伺いたい。

○説明員(中嶋晴雄君) お答え申し上げます。船主と、船舶賃借人、あるいは船舶の用船者、この三つの概念でございますが、船舶の賃借人は、船腹を他の所有者から借りまして、自分で船長、船員を雇いまして、自己の責任において船舶を運航し貨物を運送する、そういう事業主体が船舶の賃借人でございます。俗に裸用船者、こう申しております。それから用船者の方は、これはいろいろな形がございますが、おもな形態を申し上げますと、船長、船員付きの、人を一部または全部借りまして、貨物を運送する。その貨物を運送する海上運送事業の主体になるものが用船者でございます。従いまして、区別の要点は船長、船員をみずからの責任において雇用するかどうかという点の違いにあるかと思ひます。それから、申し忘れましたが、回航請負人につきましては、これは新造船あるいはスクラップ化する船舶を海外との間に回航するというような場合がおもでございますが、この回航請負人は請負契約でその船を回航、運航するわけでございます。その地位は、みずから船員を雇って運航するわけでございますので、船主あるいは船舶の賃借人と同じような、大体それに準じた法的な地位に立つものというふうに理解をいたしております。

○大矢正君 そりすると、この保険に入るの、組合に入るの、その賃借人というのとして入るのか、それともどういふことになるのか。用船の部分、あるいはまた請負人の部分は、一体だれがこの組合に入るということになるのですか。

○説明員(中嶋晴雄君) この組合員の資格は、今回改正をお願いいたしております後におきまして、やはり船主または船舶の賃借人、すなわち船主またはこれに準ずる地位にあるものだけをこの船主責任保険組合の組合員に予定いたしております。組合員の資格は拡充を考へておりません。ただ、こういう組合員が自己の所有した船舶を借りて運航する場合だけでなく、あるいは回航請負をしつたりする場合におきまして、保険に付し得るよう業務の範囲を拡充したいということでございます。組合員の資格はそのままにいたしまして、業務の範囲を広げたい、かような趣旨でございます。

○大矢正君 たとえば、自分で船を持つておる場合に、この船を持つておるのが組合員。そこで、回航を請け負わせる他の人に船を貸すことになつておるわけですね。その場合には、回航請負人は今度組合員になつてやるわけですか。それとも、船を貸した所有者がやるのか。そういうところはどういふふうに……

○説明員(中嶋晴雄君) これは請け負う方の側が組合員でなければならぬ、かような趣旨でございます。貸す方は組合員であるしにかかわらず、借りる方が組合員でなくちゃならない、こういうことでございます。

○大矢正君 この保険には加入してない部分も相当あるわけですが、それはどのくらいあるか。全体はどのくらいで、実際に加入しているのはどのくらいというふうに……。わかりますか。

○説明員(中嶋晴雄君) 的確な数字はつかんでおりませんが、大体九割程度は、この船主または賃借人の九割程度はこの組合を利用しておるというふうな考へております。

○大矢正君 これは相互保険であつても、政府が何らかこれに補助なり助成なりというものはあるわけですね。そういうものはないわけですか。

○政府委員(石野信二君) ございませう。

○須藤五郎君 私もこれはちょっとわからないのですが、だから、最近のこの組合の現状、それから、何といひますか、最近いろいろこういう場合があつたというふうな実例をまぜて、一つお話しして下さいませんか。

○政府委員(石野信二君) 組合の現状でございますが、今組合員数は二百六十四人でございます。三十四年度の加入を申しますと、三十三年度は二百四十九人。出資金が八百三十二万五千円、加入船舶の数が千二百二十、重量トン数が六百九十九万五千トン。保険の利益といひますか、対象といひますか、どういふことのためにこういうものが必要かということをお説明申し上げたら、ある程度概念がおわかりいただけるかと思ひます。であります、さつきも申し上げましたように、船舶の所有者、賃借人、それから用船者、回航者等につきましての損害事故において、どういふ場合にこの保険にかけようかと思ひます。御説明申し上げればいいのじやないかと思ひます。

たとえば、その船舶の所有者が、これを自分で船長を雇つておられます、船員を雇つておられます、港の施設にぶつたというふうな場合には、その損害賠償をしなければならぬ。そういう場合に、保険をかけておくと、その損害賠償の金が保険でとれる、その金ももらえるというふうなことになるわけでございます。それから、たとえば、船員が急病したためにそれを陸の上に上げなければいけなから、予定以外の港に着けるとか、それから運送人としての責任で船がおろし、荷物の傷をつけたから損害賠償を払うというふうな、非常に複雑で多種多様なございまして、ある意味で、こまごまとした、船全体がぶつたか沈んでしまふとか、こういうことは、損害保険会社でやっておりますけれども、ほんとうに船会社で、お互いがどういふ場合にはどういふ事故が起ることをよく知つておる連中で組合を作りまして、そうして今言つたようなこまごまとしたいろいろな事故による費用とか、それから損害賠償というふうなものを保険にかけておいて、その組織でかけていって、そうしてそういうものについての保険を受け取つて払うという制度でございませう。

○須藤五郎君 先ほど野澤さんも言いました、そういうこまごまとしたことは損害保険の中で扱ふということ、それは不可能なんですか。

○政府委員(石野信二君) その点、先ほど申しましたように、外国でも歴史的に、損害保険の方は実情もわからないといふことだと思ひます。でございますが、保険会社同士でやつた方がずうと内容がよくわかることがあるのでございます。損害保険の方で扱ひませんで、P I クラブ——プロテクション・アンド・インデムニティ・クラブという同じようなものができておる、こういう損害保険の方で扱つておらないに不便だから、そこを互いに内容を知つておる連中でやろうじやないかといふようなことから発生したものでございませう。歴史的に発生した関係もございまして、今は損害保険の方では扱わないう常例になつておるものでございませう。従いまして、そのことをここで付言させていただきます。

○須藤五郎君 大体、一年で保険料はどのくらい払つておられますか。

○説明員(中嶋晴雄君) 現在、この法律に基づきまして日本船主相互保険組合といふものが全国単位で設立されておりますが、三十三年度のその実績で申し上げますと、収入保険料が一億七千二百万円、その中から支払う保険金が九千九百万円になっております。損害保険率は五七％強ということになっております。

○須藤五郎君 この委員会としての調

査察での資料と、今の数字と、少し違っているように思うのですが、こちらは三十四年度十二月末現在というところと、あなたの方は三十三年度末です。

○説明員(中嶋晴雄君) 途中一年間の業績でございます。

○大矢正君 僕はもうわからないので、これは頭が悪いせいかもしれないが、船の船主はもういいのだから、賃借人が責任を云々ということになる、用船ということ、それから同航請負というものが賃借人の中に入るんじゃないかと思うのですが、その点どうですかね。結局、賃借りしている船が事故を起こした場合ということ、用船の場合にあるいは同航請負人として船を動かした場合も入るように入っているのですが、理屈からいってそういふことは入らないのですか。

○政府委員(石野清一君) これは用語の問題だと思っておりますけれども、一般的に使われている用語として、船舶の賃借人というものは、船を借りまして、自分で船長なり船員を雇って運航するわけでございます。で、用船の場合は、これは船主が、船の所有者が船長も船員もみな持つておられて、そういう用船者は、その船をどこに運航してどういう荷物を扱うという、関係が違わなければならない。そういう点で、用船と定期用船の相違でございますから、今まで賃借人というものは用船の場合でございます。定期用船の場合を今度ここに入れていただくということに相なるわけでございます。

○山本米治君 この場合の保険料ですがね、一トン五百五十円が標準とか

言っておりますが、これはあれですか、政府が認可することになっているのですか、その組合が勝手に作るので、どうか、どういふことになっているのですか。

○説明員(中嶋晴雄君) 政府が認可することになっております。

○山本米治君 この資料によりますと、収入保険料が一億五千三百万、支払い保険金が七千二百万、つまり支払い保険金が約半分、だいたいもうかっているのですね。そうすると、これは組合ですから、まあ最後には組合に帰するものですが、こんなにうまくなるなら料率を下げるということが当然考えられるのですが、そういうことについてはどういふふうに政府は指導行政をなさるか。やってもらえるのですか、どうですか。

○説明員(中嶋晴雄君) 仰せの通り、この組合は、大きな事故がございまして、このために、この一兩年は割合いい成績をおさめております。ただし、いつどういふ事故が起こるか分かりません。その点から、これは入って参りました保険料の相当部分は責任準備金という形で積み増しをいたしてあります。従いまして、内部留保の充実が、充てさしてあるわけでございますが、しかし、非常に長年にわたってそういう状態が続くということが起こりますと、組合保険でございますから、料率の引き下げという話も組合内部からも起こってくるであらう、こういう工合に考えております。

○須藤五郎君 大きな事故といいますが、いわゆる大きな事故は火災損害保険の方に入っているのではないですか。これで大きな事故といふのは大体

どういふことなんですか、どういふ程度なんですか。

○説明員(中嶋晴雄君) 先ほど局長から御説明しましたように、もともと、たとえば他の船舶に衝突してその他船内の多数の人命に損傷を与えたとかいふような場合が、この組合の負担する責任としては大きいと思っております。そのほか、船員の送還費用でありますとか、ちよとした積荷の損傷とか不足とかいふような、わずかなものがたくさん集まっております。ございまして、そういうようなものでございまして、たとえば、たとえは岩壁に損傷を与えたとか、他船内の多数の人命に損傷を与えたといふことにつきましては、かなり大きなことも考え得るのじゃないか。あるいは海上企業の常といいたしまして、年々の損害のフラクチュエーションもかなりございまして、それから、一年あるいは二年程度の損害率ではないかなとはつきりした実態がつかめないといふのが、私どもの見方でございます。

○委員長(杉山昌作君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

○委員長(杉山昌作君) 次に、関税定率法の一部を改正する法律案及び関税暫定措置法案を議題といたしまして、政府から、補足説明にあわせて関税の問題と為替の自由化の問題について説明を聴取することといたします。

○政府委員(木村秀弘君) 関税暫定措置法案の内容につきまして、簡単に補足説明をいたします。

用のサルがございまして、これは現在基本税率が二〇％になっております。

このサルは東南アジアに産します。いわゆるカニイザルあるいは赤毛ザルと称するものでございまして、小児麻痺などのワクチンを製造するために必要なのでございまして、国民保健の見地から、これを免税いたしたいというところでございまして。

次に、原油及び粗油につきましては、現在基本税率が一〇％でございまして、それに対して暫定的に今年度一ぱい製油用のものを二〇％、その他を六・五％にいたしてございまして、改正案におきましては、製油用のものを六・五％、そのほかを一〇％の基本税率に戻すという趣旨でございまして、A重油につきましては、現在基本税率が一〇％、暫定税率で免税をいたしてございまして、これを改正案におきましては、農林漁業用のものを免税いたしまして、そのほかのものは基本税率に復すと、そのほかのものは基本税率に復すといふこととございまして、B、C重油につきましては、基本税率が一〇％、現在暫定的に六・五％の税率を用いてございまして、これを基本税率に復すといふこととございまして。次に、揮発油、灯油及び軽油につきましては、基本税率が二〇％、暫定税率が現在一〇％でございまして、これを基本税率の二〇％に戻すといふこととございまして。潤滑油につきましては、現在基本税率が三〇％、暫定税率が二〇％、これを改正案におきましては基本税率に戻すといふこととございまして。ただ、この潤滑油につきましては、日本がガットで譲許しております税率二・五％がございまして、今回の改正が実現いたしますといふこと、ガット税率に戻るわけでございます。

次に、ニッケル・コバルト・クロム・触媒、シリカ・アルミナ触媒につきましては、現在基本税率が二〇％でございまして、これは石油化学工業用の触媒でございます。したがって、工業用も全然ございまして、免税をいたしたいといふこととございまして。次に五酸化バナジウムにつきましては、現在基本税率が二〇％でございまして、合金鉄の原料になりますので、国産のございまして、点等にかんがみまして、これを免税いたしたいといふこととございまして。

次に、電子計算機につきましては、基本税率が一五％で、現在暫定的に免税をいたしてございまして、このうち国産のできる、すでに国産のある部分については基本税率に戻しまして、その他のもの、すなわち大型の全体と中型、小型の付属部分を免税いたしたいといふこととございまして。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案について補足説明をいたします。

御承知のように、ラードは現在ドル地域に対してのみA制をとっておりまして、その他の地域に対してはAA制をとっておりまして、非常に変わった形になっております。これを今回、全地域に対してAにするといふことに伴いまして起こった問題でございます。現在、ラードは基本税率が一〇％でございまして、これをガットで譲許いたしておる五％に据え置くといふことを約束いたしております。このまま自由化したとしますと、国内のラード・マーガリン・ショートニング工業に打撃を与えますので、この税率

を輸入品の価格及び国産品の価格を比較検討いたしましたとして、大体従価一五〇、すなわち、従量税にいたしまして、一キログラム十五円程度の従量税を盛りたいということでございます。

次に、御質問のございました自由化に伴う関税政策でわれわれがどういふふうにご考慮しておるか、計画しておるかということ、簡単に補足説明申し上げます。御批判をいただきたいと思ひます。

御承知のように、最近貿易の自由化ということが相当やかましくいわれて参りまして、できるだけ早く、逐次あらゆる物品について自由化していきたいということ、先般の閣僚會議におきまして、この五月一ぱいで大体のスケジュールをきめて、そうして実施できるものから実施していくという御決定がございまして、その計画の一端といたしまして、私たち関税面を分担いたしておる事務當局といたしましては、できるだけ、その線に沿って貿易が自由化されまして、関税の機能を生かすことによってマイナスの面ができるだけ出でこないように措置をいたしたいということを考えております。

関税面につきましてそれではどういふ措置を考えておるか申しますと、大きく分けまして二つございまして、第一点は、現在の関税品目分類表を全面的に改訂しようということでございます。第二点は、関税率そのものを全面的に再検討したいということでございます。

第一点の関税品目分類表の改訂につきましては、御承知のように、現在の税表は明治四十三年の非常に古いものを踏襲いたしております、もちろん

当初より若干は変わつてきておりますけれども、基本の分類につきましては、この古いものを踏襲いたしておるわけでございます。その結果、いろいろな方面に不自由、不都合な面が起きて参つております。一つは、現在の税表分類では、不必要な品目が非常に多いという点がございまして、昨年におきまして、税表には分類特掲されておらないが、全然輸入の実績がなかったような品物が百五十品目以上もございまして、こういうようなものは時代とともにもう特掲する必要がないというようなもの、相変わらず掲げてあるわけでございます。反対に、必要な品目で掲げてないものが相当ございまして、これは御承知のように、最近の重化学工業、ことに通信機、石油化学工業等の発展によりまして、予想しなかったような新しい商品種類が続々できてきております。こういうものは必要がありながら、現在の税表にはございせん。

次に、現在の税表は、非常にどこからかというところ、荒っぽくできております関係で、個々の品目についても当該品目ごとの分類に当てはまるかということについて、非常に疑問の多いものがあるわけでございます。疑問を生ずるたぐいの分類をめぐって争ひが起るというやうな事例も相当ございまして、従つて、できるだけ詳しい、疑問の余地のない分類に直していくという必要がございます。

それから、現在の税表はいわゆる国際性に非常に乏しいということが言えます。これは最近御承知のように、関税は国内面のみならず、国際面で国際交渉の対象になる面が非常に生じて

おりますので、でき得れば、外国と交渉する際に、ある品目なら品目について確実な共通の税表を持つというところになりまして、交渉が非常にスムーズにいくということが言えるのでございまして、現在のところではそういう共通性がないために、交渉上非常に不便を生じております。一方、分類が非常に包括的でありまして、ために、かりに外国が一品目誤つて、日本が一品目誤るといふことになりまして、非常にたくさん品目がその中に含まれるおそれがあるわけでございます。それを避けるためには特異を少なくし、やらぬという不便が生じて参ります。

こういうふうないろいろな不便な事情にございまして、これをどうしてかなくちゃならぬという時期に立ち至つております。しからば、この品目分類表をどういふふうに変えていったらよいかということになるわけでございますが、これはモデルといたしまして、一九三七年に、前の国際連盟でございまして、そこで作り出したジュネーブの関税品目表というのがございます。次いで、一九五〇年にブラッセルで、ヨーロッパ関税同盟研究団が作り出したブラッセルの関税表というのがございます。この前者のジュネーブの関税品目表につきましては、現在これを世界で採用している国が十数カ国ございまして、また、このブラッセルの品目表を採用いたしております国が約十八カ国ございまして、われわれもいたしまして、できるならばこのブラッセルの関税品目分類表を採用していきたいというふうに考えております。

と申しますのは、この分類表の特色

といたしまして、品目の分類が科学的合理的にできておる点が一つございまして、それから、もう一点は、この分類表にこまかい解釈がついておりまして、ほとんど、全部とは申しませんが、ほとんど疑問の余地のないような詳しい説明書がついております。それから、今申し上げましたように、世界の主要十八カ国が採用しておりますので、国際性と申しますか、共通性を持つておるわけでございます。これを現在わが国が採用いたしております分類と比較してみますと、わが国の現在の表は九百四十一品目でございまして、このブラッセルの表は、大分類が二十一、中分類が九十九、小分類が千九十六という非常に詳細なものでございまして、なお、この下に各国がそれぞれ利害あるいは得失に応じて再分類を持つわけでございますが、この関税表を採用いたしております各国の実情を見てみますと、再分類といたしまして二千ないし六千の品目を持つておるわけでございます。こういうふうにおるわけでございます。こういうふう

に非常に進んだ表でございますので、今後改訂する場合にはぜひこのブラッセルの関税表に準拠いたしまして、しかもなお、わが国の特性なり利害に應じまして必要な再分類を加えていくというふうにご考慮しておるわけでございます。

第二の、関税率の再検討でございますが、これは御承知のように、現在の税率がきめられましたのは昭和二十六年でございます。その当時の状況を簡単に申し上げますと、終戦後貨幣価値が低落いたしました、従来に従量税率というものがほとんど無価値にひしくなつたというふうな状況によりま

して、従量税を全部従価に切りかえたという点が一点でございます。次に、昭和二十六年までは、いわゆる旧法時代は、最高税率が一〇〇%でございました。これはいわゆる奢侈関税あるいは禁止関税と申しますか、そういうような種類のものございまして、奢侈品、不要不急品に対して一〇〇%の従価をいたしておたわけでございます。もう一つは、その時代にはたばこが例外でございまして、それ以外の品物について今申し上げた一〇〇%の課税をいたしておたわけでございますが、昭和二十六年にこれを最高五〇%に切り下げまして、そして最高五〇%、最低をゼロ、その中を適当な率で刻んだわけでございます。

こういふふうなことをいたしまして現在に至つておるわけでございますが、この二十六年改正当時の事情といたしまして、一つは、占領下でございまして、必ずしもわが国の意向を一〇〇%生かすというには若干の問題があつたやうでございます。また、当時の事情といたしましては、日本はガットに加盟をする必要がある。そのため、できるだけわが国が低税率であるというように、恩恵を申しますか、がございまして、それでできるだけ低くしなければいかぬじゃないかということになつたわけでございます。また、もう一つは、税率を下げたとしても、為替なり貿易の管理がございまして、税率というものが、いわゆる保護関税というものがほとんど用をなさない。不必要なものであれば為替の割当をしなればよい、必要なものを割当すれば

ばよい、必要なものを割当すれば

いいというふうな事情もございまして、必ずしも関税率の作用によつて輸入の操作をするという必要がなかったわけでもございまして。そういうふうな次第で、かなりあるべき税率というものと比べて、現在の税率は理想的にはいつておられない。なお、当時と比較して、産業なり貿易の構造が、御承知のように、相当変わつてきております。重化学工業の発達によりまして、当時の繊維中心の時代から見ますと、かなり状況が変わつております。そういうふうな事情がございまして、現在の税率をもう一回見直さなきゃいかぬじゃないかという機運になつてきたわけでもございまして。

それで、現在の税率をしっかりとどういうふうに変えていくのかという問題でございまして、それはとりもなおさず、現在の税率の一番弱い点、欠点を、ついでにいけばいいわけでもございまして、現在の税率は、まず第一に非常に固一的に過ぎるという点があげられるわけでもございまして。これは、先ほど申し上げました税表分類の問題と表裏をなしてございまして、現在、現在の税率で、たとえて申しますならば、薬品を一つあげますと、現在の分類でございまして、その他の薬品というところで、全部二〇%ということになつておりますが、最近の各国の分類を見ますと、大体一品目が百五十から百七十品目ぐらいに分かれるわけでもございまして。ホルモン剤とか、ビタミン剤とか、あるいは四エチル鉛であるとか、そういういろいろな品目に分かれるわけでもございまして、そのおのおの、国内の生産あるいは国際価格等から見まして、特色を持つておるわけでもございまして。ところが、現在はいくつか画一的な範疇に入れられます、いわゆるバスケット・カテゴリーというものに入りますために、全部二割ということになりまして、非常に実情に即さないわけでもございまして。従つて、先ほど申し上げました品目分類を細分いたしますと、こういふ欠点が次第になつてくること、こういふことが言えるかと思ひます。

次に、第二点といたしましては、現在の税率が今のわが国の産業なり貿易の実態にそぐわない面があるわけでもございまして。たとえて申しますと、昭和二十六年当時は、日本では合成ゴムというものの生産は考えられませんでした。これは将来ともアメリカあるいはカナダから輸入しなくちゃならぬだろうというところで、無税にいたしました。しかも、これを御丁寧にガツトでもって据え置きを約束しておるわけでもございまして、最近、国内の状況を見ましても、日本ゼオンとか、あるいは日本合成ゴムというふうな会社ができました。合成ゴムの製造がようやく今後本格的になろうと、しつとあります。こういふふうな事情。それから、また逆に、塩化ビニールとか、酢酸ビニールとかいうようなものは、当時いたしましては今後助長、育成していくかなくちゃならぬというので、三〇%の課税をいたしたわけでもございまして、今日に至つてみますと、もうすでに生産が十分できて、国際的にも競争し得るような態勢になつて、現在はむしろ日本は輸出国だといふような状況になつております。これはまあ一例でございまして、こういふふうな、産業の実態にそぐわないような税率が現在

在りまして、高過ぎるものは低くする、また今後育成しなげなものは、あるいはむしろ税率をつけていくというふうな、直す必要があるわけでもございまして。

そういうふうな事情にございまして、今後税率改訂の方向といたしましては、今申し上げましたように、産業構造に合致したものに直していくと、いわゆる農業あるいは中小企業のように、そのものの基盤自体が非常に弱いものに、そのものは、保護税率をつける。あるいは外国から入ってくる品物と同種類の品物を製造して、しかもその生産が外国品に對して割高である、しかしながらある程度の時期保護すれば外国品に負けないものになり得るというふうなものにつきましては、それそれ適度な合理的な税率を配するといふような必要があるわけでもございまして。また、いわゆるぜいたく品であるとか、あるいは不要不急品であつて、一部の人のしか使わないといふようなものにつきましては、今の五〇%の税率といふのは、あるいは少し低過ぎるものではないか、もう少しさういふようなものはないか、もう少しさういふものではないか。さういふことも考えられるわけでもございまして。さらに、戦前は全品目のうち大体六割程度が従量税でございまして、それが現在では砂糖と映画用フィルム、それから今度提案いたしております精製ラード、この三つを除きましては、ほとんど全部が従価税になつております。これは負担の公平という点から見ましても、あるいは保護の趣旨を百パーセント生かすという点から見ましても、不適当でございまして、でき得る限り従量税に切りかえていく必要がある

かと思ひます。なお、最近新聞等に出ております弾力関税、あるいは緊急関税、あるいはタリフ・クォーターといふような問題につきまして、今後研究を進めていく必要があるかと思ひます。

大体以上がわれわれの現在考えて作業をいたしておる点でございまして、第一次草案が完成いたしました。第二次草案に着手をいたしております。税率自体の検討につきましては、これは通産、農林を初め各省の御協力を得なくちゃなりませんので、また具体的な税率を出しておるといふ段階ではございせん。なお、関税率審議会等も強化いたしました。現在需要者代表が非常に多い傾向にありますので、生産者代表あるいは消費者代表も入れまして、均衡のとれた審議会にいたしまして、今後できるだけ頻りに開いて、審議会の意向等を十分取り入れまして研究を進めていくかと思ひます。

○委員長(杉山昌作君) 引き続き、酒井善局長にお願ひいたします。○政府委員(酒井善君) それでは、為替・貿易自由化の一般的な考え方なり、今までやりましたことにつきまして、ごく簡単に申し上げます。一般論といたしましては、大蔵大臣その他からすれば、意見が表明されておりますので、あまり詳しいことは差し控へたいと思ひますが、日本としましては、為替・貿易の自由化につきましては、かなり前からいろいろ緩和の手續をはかつてきたわけでありまして、一昨年末に西欧の各国が通貨の交換性を回復いたしましたので、その

後、為替のそういう自由化のみならず、貿易の自由化を着々と始めたわけでもございまして。すでに、ドイツ、それからイタリー、オランダ、この三國が、IMFから、国際収支の回復によつて為替管理を続ける理由はないといふふうな判定されております。それはガットの東京総会以来、非常に各国の自由化は進みまして、ちよつと御参考までに申しますと、ヨーロッパ各国におきましては、最低のところでも九一%、最高のイタリーは九九%、貿易を自由化したしております。ドル地域に對しましては、オランダが八六%、これは農産物の関係で若干低くなつておりますが、大体九十数パーセント、スイスあたりが九九%という自由化をやつております。それからなお、最近、オーストリアにつきましても、ドル地域からの輸入制限を全面的に自由化するといふようなことが伝えられておるわけでもございまして。

そういう世界の大勢にありまして、日本としても、従来の為替管理といふふうな人為的な保護策によつてゆがんだ経済構造を持つておりました。これからの国際競争にたえられないといふことがございまして、わが国としても一そう自由化のスピードを速めるという必要が生じてきたと思ひます。すでに昨年の三月、関係閣僚の懇談会におきまして、大体の方針が打ち出されまして、それに沿つて昨年中に若干のものを自由化したわけでありまして。本年の一月十二日に自由化の閣僚会議を開きまして、とりあえず、まだ残つておりますA品目のうちの対ドル差別品目六品目の四品目については四月一日から、あとの二品目につ

いては少なくともこの下期から自由化するというような決定をいたしたわけでございます。この自由化の方向理念と申しますのは、IMFの規定におきまして、これは国際分業による利益、つまり資源、資本、技術、労働といった諸条件から考えまして、各国の最も適した産業を伸ばす。そして世界全体が能率的な形で、生産も雇用も伸びていくというふうな状態を想定いたしておるわけでございます。日本といたしましても、従来、さつき申しましたような為替割当というふうな人為的な保護のもとにできておりましたけれども、経済構造というものを、できるだけ早く直して、温室に慣れた経済を国際競争で負けぬようにという方向に持っていく必要があると思ひます。それには、産業の体質改善とか企業の合理化というふうなことも別途必要でございます。

ことは、あまりにも摩擦が多いということでは当然でございます。自由化への移行の時期、方法等につきましましては、たとえば過当競争の防止というふうな面についてどういふ手を打つかというふうな、いろいろな処置を考えながらやっていきたいと思ひるのであります。

また、これは各国ともそうでありますが、農業生産物につきましては、これはなかなか各国とも自由化ができません。ことに日本のように、おもに零細な農家所得の問題でございます。将来長い方向をいたしましては、これは農業の過剰人口を近代的な集約構造に直していくというところは必要であらうと思ひますが、あまりに急激に行ないますと、そこに社会問題が出てくるというふうなこともございまして、これは進め方は慎重でなければならぬ。ただ、あまり慎重にやると、非常に保護に力が入って参りますと、今度は国際競争におきまして日本の競争力が非常に弱まるというふうな点がございしますので、そういう点を十分に認識しながら、できるだけ早く、しかもそのテンポを誤まらぬように進んでいきたいというのが、私どもの基本的な心がまえでございます。

それから、それでは、今日日本の外貨保有額は十三億二千百万ドルでございますが、この程度で自由化して大丈夫かというふうな議論もときどき聞かれます。しかし、これは実は外貨の保有額自体が幾らだということの問題よりも、常に国際収支が黒字基調を維持しておる、あるいは安定しておるということが大事なのであります。十三億だからできる、あるいは二十億なければ

ばできぬというふうなものではないと思ひます。もちろん、これから自由化を進めていきます場合に、外貨準備というものはできるだけたくさん持つていた方がいいというところは事実でありませうけれども、十三億はむしろ二十億あればできる、そういう問題じゃないと思ひます。

要するに、自由化によりまして消費者大衆がいい、安いものを手に入れる。それから、そういうことによつて貿易も発展し、所得が増大していき、経済全体が発展するというふうな格好が必要だと思ひます。もちろん、これは抽象的な理念でございます。その実際の進め方の過程におきましては、なかなかいろいろな問題が出て参ります。しかし、考え方としては、そういうところに基調を置いておるわけでございます。

また、これは各国ともそうでありますが、農業生産物につきましては、これはなかなか各国とも自由化ができません。ことに日本のように、おもに零細な農家所得の問題でございます。将来長い方向をいたしましては、これは農業の過剰人口を近代的な集約構造に直していくというところは必要であらうと思ひますが、あまりに急激に行ないますと、そこに社会問題が出てくるというふうなこともございまして、これは進め方は慎重でなければならぬ。ただ、あまり慎重にやると、非常に保護に力が入って参りますと、今度は国際競争におきまして日本の競争力が非常に弱まるというふうな点がございしますので、そういう点を十分に認識しながら、できるだけ早く、しかもそのテンポを誤まらぬように進んでいきたいというのが、私どもの基本的な心がまえでございます。

それから、それでは、今日日本の外貨保有額は十三億二千百万ドルでございますが、この程度で自由化して大丈夫かというふうな議論もときどき聞かれます。しかし、これは実は外貨の保有額自体が幾らだということの問題よりも、常に国際収支が黒字基調を維持しておる、あるいは安定しておるということが大事なのであります。十三億だからできる、あるいは二十億なければ

切った緊縮政策をやつて建て直した。その結果、現在フランスはおそらく十六、七億の外貨を持つようになったと思ひます。ヨーロッパでも非常に安定した通貨を持つようになった。しかも、その自由化率は九十数パーセントと非常に高いという率でありまして、私どもももちろん慎重に考えなければなりませんが、外貨によつて左右されるという考え方それ自身はとらないうところでございます。

以上、貿易・為替についての大体の心がまえでございますが、為替面に限りまして今後の為替自由化の順序というものを考えてみますと、もちろん貿易面の自由化に即応しまして、歩調を合わせて為替の自由化をやる必要があります。為替、貿易と切り離して考えますと、為替の管理の目的は、最終的には資本逃避を抑えて、そして同時に外国資本の激しい流入、いわゆるホット・マネー的なものによつて国内金融が攪乱されるというのを防止し、そして結局円の価値安定ということを目的とするわけでございます。ですから、ちやうど戦前に為替管理を統制したのが、御承知のように、昭和八年に資本逃避防止法がございまして、昭和十一年から輸出貿易についての統制が始まりました。これは無為替輸出を初め、形を変えた資本逃避の防止というものを意味しているわけでございます。が、次に、昭和十二年から輸入統制が始まり、そして戦争に入つて嚴重な為替管理に入つていったということでございまして、解除の仕方は、これと全く同じだとは申しませんが、順序というものは、大体それを逆に裏返しにたよる方向でいくべきじゃないかと

いうふうに考えております。で、現在の為替のはずし方といたしまして考えられますことは、抽象的には、まず為替管理には居住者と非居住者というものがございまして、それから、取引につきましても、經常取引と資本取引という二つがございまして、まず、西欧各国で着手いたしましたのも、その非居住者の經常取引の自由化でございます。そこで、われわれとしても、まずその点から手をつけまして、それから次に居住者関係の經常取引の制限を緩和する。その次に資本関係に入りまして、非居住者の資本取引の自由化というところになってくる。居住者の資本取引が自由になったときは、これはすべて為替上の管理は不要であるという事態にならうと思ひます。もちろん、こういう段階が一々厳然と区別されまして、經常勘定が全部自由になつて、さあこれから資本勘定だ、こういうことではございせん。英国の例を見ましても、ヨーロッパ各国の例を見ましても、それはその途中においてやつて、順次体制を整えているというところでございます。それから、もちろん厳然とした区分はございせんけれども、大体気持としては、そういうふうな段階で進めなくちゃならないというふうに考えておるわけでございます。これを先ばしつて、自由化だといって、資本勘定も經常勘定も一緒にして、資本勘定ですばり自由化してしまふというところは、これは資本取引の自由化で、ほとんど国際収支が攪乱されますと、結局、經常取引の方の自由化もあふなくなつてくるというふうな点もあつたりますので、その手順は誤りないようにする必要があると思つております。

切った緊縮政策をやつて建て直した。その結果、現在フランスはおそらく十六、七億の外貨を持つようになったと思ひます。ヨーロッパでも非常に安定した通貨を持つようになった。しかも、その自由化率は九十数パーセントと非常に高いという率でありまして、私どもももちろん慎重に考えなければなりませんが、外貨によつて左右されるという考え方それ自身はとらないうところでございます。

以上、貿易・為替についての大体の心がまえでございますが、為替面に限りまして今後の為替自由化の順序というものを考えてみますと、もちろん貿易面の自由化に即応しまして、歩調を合わせて為替の自由化をやる必要があります。為替、貿易と切り離して考えますと、為替の管理の目的は、最終的には資本逃避を抑えて、そして同時に外国資本の激しい流入、いわゆるホット・マネー的なものによつて国内金融が攪乱されるというのを防止し、そして結局円の価値安定ということを目的とするわけでございます。ですから、ちやうど戦前に為替管理を統制したのが、御承知のように、昭和八年に資本逃避防止法がございまして、昭和十一年から輸出貿易についての統制が始まりました。これは無為替輸出を初め、形を変えた資本逃避の防止というものを意味しているわけでございます。が、次に、昭和十二年から輸入統制が始まり、そして戦争に入つて嚴重な為替管理に入つていったということでございまして、解除の仕方は、これと全く同じだとは申しませんが、順序というものは、大体それを逆に裏返しにたよる方向でいくべきじゃないかと

いうふうに考えております。で、現在の為替のはずし方といたしまして考えられますことは、抽象的には、まず為替管理には居住者と非居住者というものがございまして、それから、取引につきましても、經常取引と資本取引という二つがございまして、まず、西欧各国で着手いたしましたのも、その非居住者の經常取引の自由化でございます。そこで、われわれとしても、まずその点から手をつけまして、それから次に居住者関係の經常取引の制限を緩和する。その次に資本関係に入りまして、非居住者の資本取引の自由化というところになってくる。居住者の資本取引が自由になったときは、これはすべて為替上の管理は不要であるという事態にならうと思ひます。もちろん、こういう段階が一々厳然と区別されまして、經常勘定が全部自由になつて、さあこれから資本勘定だ、こういうことではございせん。英国の例を見ましても、ヨーロッパ各国の例を見ましても、それはその途中においてやつて、順次体制を整えているというところでございます。それから、もちろん厳然とした区分はございせんけれども、大体気持としては、そういうふうな段階で進めなくちゃならないというふうに考えておるわけでございます。これを先ばしつて、自由化だといって、資本勘定も經常勘定も一緒にして、資本勘定ですばり自由化してしまふというところは、これは資本取引の自由化で、ほとんど国際収支が攪乱されますと、結局、經常取引の方の自由化もあふなくなつてくるというふうな点もあつたりますので、その手順は誤りないようにする必要があると思つております。

切った緊縮政策をやつて建て直した。その結果、現在フランスはおそらく十六、七億の外貨を持つようになったと思ひます。ヨーロッパでも非常に安定した通貨を持つようになった。しかも、その自由化率は九十数パーセントと非常に高いという率でありまして、私どもももちろん慎重に考えなければなりませんが、外貨によつて左右されるという考え方それ自身はとらないうところでございます。

以上、貿易・為替についての大体の心がまえでございますが、為替面に限りまして今後の為替自由化の順序というものを考えてみますと、もちろん貿易面の自由化に即応しまして、歩調を合わせて為替の自由化をやる必要があります。為替、貿易と切り離して考えますと、為替の管理の目的は、最終的には資本逃避を抑えて、そして同時に外国資本の激しい流入、いわゆるホット・マネー的なものによつて国内金融が攪乱されるというのを防止し、そして結局円の価値安定ということを目的とするわけでございます。ですから、ちやうど戦前に為替管理を統制したのが、御承知のように、昭和八年に資本逃避防止法がございまして、昭和十一年から輸出貿易についての統制が始まりました。これは無為替輸出を初め、形を変えた資本逃避の防止というものを意味しているわけでございます。が、次に、昭和十二年から輸入統制が始まり、そして戦争に入つて嚴重な為替管理に入つていったということでございまして、解除の仕方は、これと全く同じだとは申しませんが、順序というものは、大体それを逆に裏返しにたよる方向でいくべきじゃないかと

そこで、そういう意味でこれまでにやりましたことは、昨年の為替相場の弾力化というよりなものを別にしまして、最近におきましては、海外渡航の場合も持ち出し外貨の制限を緩和いたしました。たとえば、沖繩に渡航いたしました場合には、二百ドル以内であれば制限免除で許可を要しない。それから、一般に海外に出られる場合には、三十五ドル以内であれば、これはかまわない。今まで四段階にしまして、十九ドル何セントとか、二十一ドル何セントというように、その人その人の資格によりましてきめておりました。それを全部撤廃しまして、三十五ドル以内ならば許可する。もちろん、未成年者と学生は二十五ドルにとどめております。

それから、次に、海外駐在員事務所の経費の送金制限緩和でございますが、これは、従来海外に駐在員を持っております場合に、まあその人の給料が幾らで経費が幾らというふうに査定をしておたのでございます。一カ所一カ所査定しておりましたが、今度はもうそれを標準化しまして、単価を上げますと同時に、一事務所幾らとやりました。同時に、今まではニューヨークならニューヨークというふうに査定をいたしておりましたけれども、今度は、世界全体の駐在員事務所の数を必要経費にかけまして、その中でどういふふうにやりくりされてもかまわない。たとえば、パンコックが必要になったら、ちよつとニューヨークを削ってパンコックへ回すというように、勝手におやりになってかまわないというふうにゆるめました。

それから、交互計算制度の対象商社

の拡大でございます。これは、海外に出ております支店、従来は十九社だけ認めておたのでございますが、海外に支店を持つていふ以上は交互計算を全部認めてもいいじゃないかということで、支店を持つていふものについては全部認めまして、その数は三十五に拡大いたしました。

それから、海上積荷運賃、海上積荷

展に役立つような、しかも定着するような資本取引につきましては、漸次これを緩和してきておりますが、今後ともそういう方向で進みたいと思っております。ただ単に、さや取りと申しますか、ホット・マネー的なもの、あるいは東京証券市場等に投資いたしましてもうけたやつをずっと引き揚げる、ホット・マネー的なものは、これはなかなか自由化はできない。ただ、それも現在は、御承知のように、制限業種については五割、それ以外は八割という程度に押えております。このパーセンテージあたりもう少し広げていっていいのじゃないか。実際には平均いたしますと一・何パーセントという非常に低い率になっておりますが、中には七割もかっちり確保しておるものもあります。それほど神経質に押える必要もないので、若干今よりゆるめてもいいのじゃないかということを考えております。

今後の進め方といたしまして、結局、為替の面におきましては、さしあたり、円為替をどうして導入するかという問題が非常に大きな課題になってきます。まず、私もどなたもいたしましては、非居住者の自由円勘定という勘定を作りまして、それに貿易外の經常取引の勘定を入れて円を使わせる、ドル見合いの円を、その勘定を通じて円をコンパティブルにしていく、ちよつと西歐各国の一昨年末の状況のようなことにするというのを考えております。ただ、この場合に、勘定を開きまして、ドルを持つてくる。そういたしますと、その、かわり円というのは、その勘定はありますが、実際の金は国内に放出されるわけでございますが、いつでもこれは海外に送金を要求される外貨と同じ性質を持つておる。ところが、入ってきた円自体は国内で普通の円として動くということになりますので、この辺の金融調節をどうするかという技術的問題、それから円為替を入れた場合には、貿易金融は相当優遇いたしておりますが、この優遇措置をどうするかという問題もあります。これは慎重に検討を要するかと思います。

要するに、今後の為替関係の自由化

につきます。それは、そういったような意味で、金融政策、財政政策ということ非常に重要になるわけでありまして、今までも実は、為替管理をいいておりました。今、実際に経済が過熱いたしますと、なかなか為替では押え切れ

ない。結局、国内の物価を建て直して健全に安定する以外に方法がないのですから、これはいよいよゆるゆる景気のときにそういうことを経験したわけでありまして、今後、特にこういふような点が重要な問題になるわけでありまして、そういう意味で、現在、為替相場、先物は自由にしてありますが、先物相場というものの動きが、日本経済の実態に相当反映してくる。六カ月前の日本経済はどうなるだろうかという

ようなことが、為替に反映してくる問題じゃないかと思うのであります。国内におきましては、貨幣の購買力としての物価の問題というよりなものの現われてくると思ひます。まあそういう指標をつかみながら、金融財政政策を適正にやっていく、そういう基礎の上に今後の為替管理の自由化を考えていきたい、かように考えておる次第であります。時間がちよつと超過いたしました

したが、申し上げた次第であります。

○委員長(杉山昌作君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(杉山昌作君) それでは、速記をつけて下さい。

午後零時二十三分散会

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、各種学校を設置する公益法人に対する贈与税等を非課税とするの請願(第五六六号)(第五八四号)
一、酒税の一部を酒害対策費とするの請願(第六二九号)

第五六六号 昭和三十五年二月十九日受理
各種学校を設置する公益法人に対する贈与税等を非課税とするの請願

請願者 山梨県甲府市富士見町 二三学校法人山梨技芸学院内 佐々木清佐代

紹介議員 吉江 勝保君

最近大蔵省当局においては、数多くの公益法人の中でもひとり各種学校を設置する学校法人や財団法人等だけに對して、法律改正ではなく政令を改正する方法で贈与税と法人税を全国的に、さかのぼって課税しようとしてい

れることになるから、これらの誤つた課税措置がすみやかに撤回されるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第五八四号 昭和三十五年二月二十日受理

各種学校を設置する公益法人に対する贈与税等を非課税とするの請願

請願者 大分市荷揚町九州レデイス洋裁学校内 井上 晃

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第六二九号 昭和三十五年二月二十四日受理

酒税の一部を酒害対策費とするの請願

請願者 東京都品川区上大崎一ノ八一三 吉岡クワ

紹介議員 市川 房枝君

酒税をもつて困政のおもなる財源に當てている政策の反面には酒乱、アル中等が増加し、家庭は破壊され、犯罪は激増し、不良少年は日に増加しており、このままの悪循環を繰り返していきるうちに、国民の体位と道義は低下しゆゆしい事態をひきおこすことになるから、二千億円に及ぶ酒税の一部をもつて酒害対策費に当て、アルコール禍になやむ者の更生を図り、その家庭の救いと社会の福祉を考慮せられたい。なお、北歐をはじめ欧米諸国及び印度等においては、高率の酒税は、これを酒癖矯正施設の経営及び禁酒運動に援助しており、わが国においても民間の禁酒運動団体に酒税の一部をもつて援助せられたいとの請願。